

佐賀県選挙管理委員会告示第2号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月7日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
医療法人謙仁会 山元記念病院	伊万里市二里町八谷搦88番地4	医療法人謙仁会 山元記念病院	伊万里市二里町八谷搦88番地4
<u>隅田病院</u>	<u>伊万里市立花町4000番地</u>	医療法人山口病院	伊万里市新天町305番地
医療法人山口病院	伊万里市新天町305番地	略	略
略	略	<u>医療法人社団杠葉会もろどみ中央病院</u>	<u>2</u>
<u>小柳記念病院</u>	<u>佐賀市諸富町大字諸富津230番地</u>	略	略
略	略	<u>社会医療法人祐愛会高島病院</u>	杵島郡白石町大字戸ケ里1831番地の18
医療法人至慈会高島病院	杵島郡白石町大字戸ケ里1831番地の18	略	略
略	略	略	略
2・3 略		2・3 略	